

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

葛尾村長 篠木 弘

市町村名 (市町村コード)	葛尾村 7548
地域名 (地域内農業集落名)	夏湯・大放地区 (夏湯、大放)
協議の結果をまとめた年月日	令和6年7月3日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して下さい。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

- ・震災以前は水稻と畜産の地域循環農業であったが、震災後は営農再開をする農家が少なく担い手不足であり、未利用の農地が増加に繋がっている。
- ・中山間地域であるため、狭小な農地が多く効率的な利用が難しい。
- ・有害鳥獣(イノシシ等)の被害が年々増加傾向にある。
- ・畦畔等の草刈り等の手間が大きく、将来的には管理できなくなる。
- ・現在は、認定農業者である1農家(畜産及び飼料作物生産)が地区の大部分を作付けしており、今後自宅周辺の未利用農地を集積して牧草や飼料作物の団地の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・まずは現在作付けを行っている畜産農家を中心としながら、作付け面積の拡大を進め、未利用の農地を活用していく。
- ・出し手と受け手の意向を踏まえながら農地バンクを活用していく。
- ・狭小な農地については農地改良を施し、効率的な利用ができるようにしていく。
- ・田んぼを畑地化していき飼料作物等の作付けを行っていく方針とする。
- ・未利用農地については、景観作物(クリムゾンクローバー等)を作付け農地保全を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地区の概要

区域内の農用地等面積	38.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積{任意記載事項}	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針
地域内の農地は、認定農家が担っていくが、新たな担い手の確保も図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付移行時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水田を畑地化し牧草を作付けするため畑地化促進事業等に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下の任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

[選択した上記の取組内容]

①イノシシ等の有害鳥獣の被害拡大防止のため、ほ場に防護柵を設置するとともに目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②畜産経営法人から生産される堆肥を活用し、化学肥料の低減を図る。

⑨村内で飼料用米及びWCS用稲を作付けしてる水稻農家と耕畜連携を進めていく。